

(第90号議案)

中野区自転車駐車場条例の一部を改正する条例について

1. 趣旨

中野二丁目土地区画整理事業及び中野二丁目地区第一種市街地再開発事業の整備工事のため、中野南自転車駐車場の事業用地内での移設が必要である。このため「中野区自転車駐車場条例」の改正を行う。

2. 内容

(1) 位置及び収容台数の変更

①現行	自転車駐車場	中野区中野二丁目24番	1, 120台
	バイク置場	中野区中野二丁目20番	63台
②移設後	自転車駐車場	中野区中野二丁目23番	500台
		中野区中野二丁目27番	200台
	バイク置場	中野区中野二丁目20番	63台

(2) 利用時間の変更

①現行	自転車駐車場	中野区中野二丁目24番	24時間
	バイク置場	中野区中野二丁目20番	24時間
②移設後	自転車駐車場	中野区中野二丁目23番	午前5時から午後11時
		中野区中野二丁目27番	24時間
	バイク置場	中野区中野二丁目20番	24時間

3. 自転車駐車場の適正利用及び自転車放置防止のための対策

区では自転車駐車場が適正に利用され、放置自転車が発生することのないよう、自転車駐車場利用者に対して、利用要件の変更の周知、路上等への放置を行わないことの注意喚起を区報やホームページ、自転車駐車場での掲示、チラシ配布、看板設置等により適正利用の周知・啓発を行う。

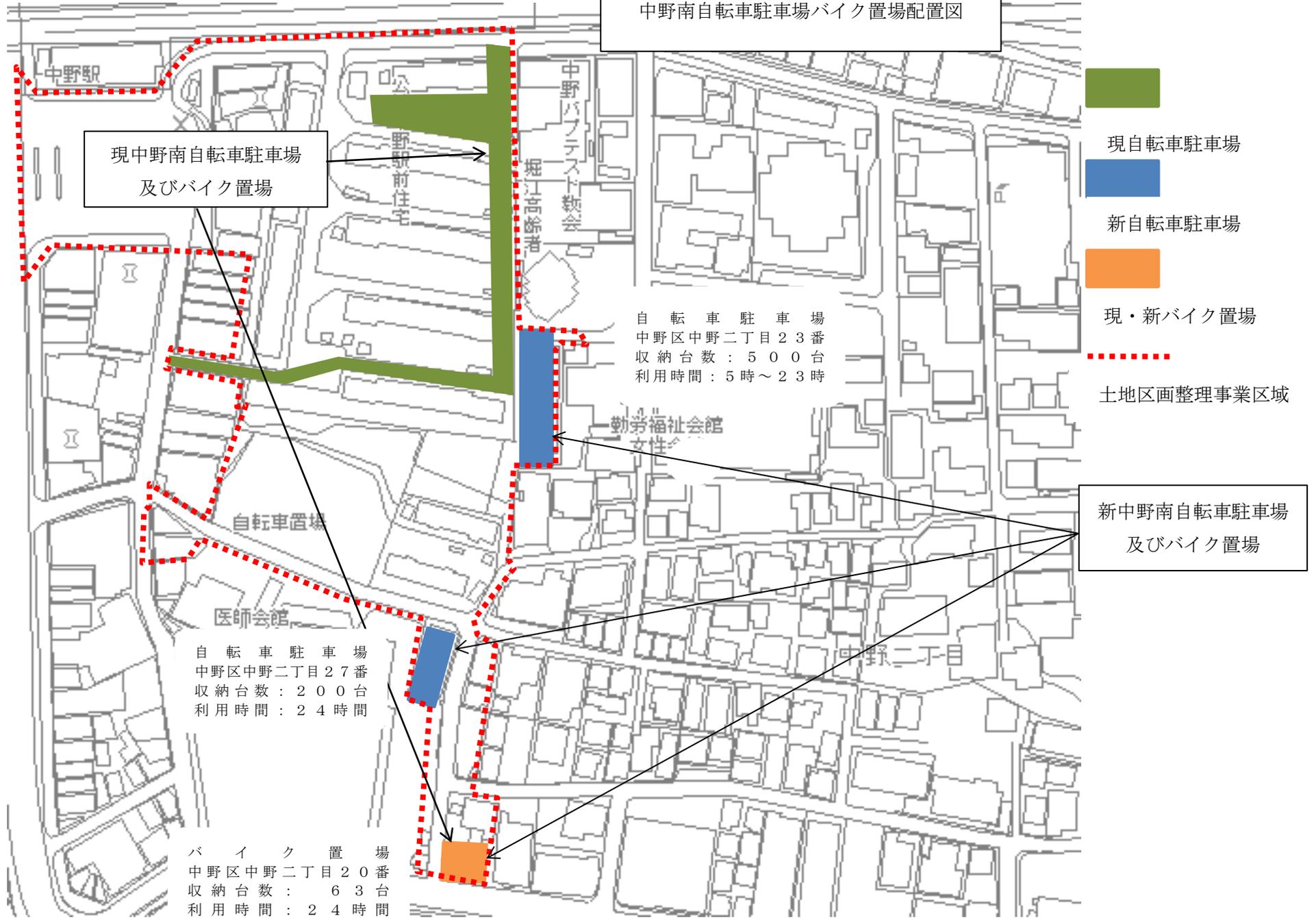
4. 実施時期

平成31年4月1日

5. 関係規定の整備

本改正条例の議決に伴う、中野南自転車駐車場の利用形態等に関する中野区自転車駐車場条例施行規則の整備は、別途行う。

中野南自転車駐車場バイク置場配置図



中野区自転車駐車場条例新旧対照表

改正案			現行		
第1条～第22条 (略)			第1条～第22条 (略)		
附 則 (略)			附 則 (略)		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
種類	名称	位置	種類	名称	位置
有料制駐車場	(略)	(略)	有料制駐車場	(略)	(略)
	中野南自転車駐車場	中野区中野二丁目 20番、23番及 び27番		中野南自転車駐車場	中野区中野二丁目 20番及び24番
		(略)			(略)
登録制駐車場	(略)	(略)	登録制駐車場	(略)	(略)
別表第2 (略)			別表第2 (略)		
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>					